

環境にも家計にもエコ 令和8年度 省エネエアコン設置促進事業補助金を実施します

●問い合わせ先 環境衛生課 環境未来班 ☎096-248-1202

地球温暖化防止対策および省エネ効果による電気代節約で家計負担の軽減を図るため、耐用年数を経過したエアコンの買い替えをする市民の皆さんへ、予算の範囲内で補助金を交付します。



10年前のエアコンを買い替えると約14%の省エネ(電気代節約など)になると言われています

▶対象製品 次の要件を満たす省エネエアコン

▶補助要件および補助額

- 主な要件**
- ・新品のエアコンへの買い替えであること(増設は対象外)
 - ・本市に住民登録のある住宅に設置すること
 - ・買い替え前のエアコンの製造年が2019年以前のもの
 - ・買い替え前のエアコンを家電リサイクル法で処分していること(売却、譲渡、下取りは対象外)
 - ・令和8年4月1日以降に購入したものと
 - ・税込み本体価格※が6万円以上のもの(値引後の額) など
- 追加要件**
- ①旧エアコンの製造年が2015年以前
 - ②購入したエアコンの省エネ基準達成率が目標年度2027で100%以上
 - ③65歳以上(本人または同一世帯員)が利用目的での買い替えであること

申請に必要な要件				補助額	上限
主な要件	追加要件①	追加要件②	追加要件③		
○	×	×	×	1万円	補助額または税込み本体価格×3分の1のどちらか低い方の額
○	①②③どれか1つ			2万円	
○	『①と③』 または 『②と③』			3万円	

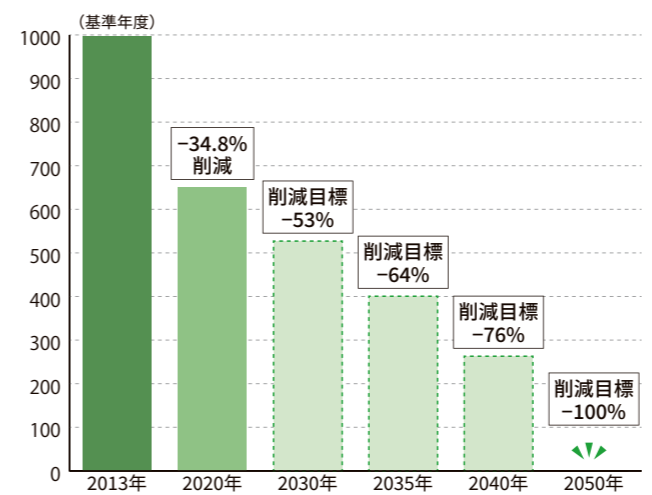
※値引きやポイント使用分を差し引いた実費支払額とする。(設置費、運搬費、工事費、家電リサイクル料、調査費、管理費、交通費、廃材処分費および振込手数料などは本体価格に含めない)

- ▶補助予算額 **800万円**(予算がなくなり次第受付終了)
- ▶受付期間 5月24日(日)～令和9年3月末日の原則平日開庁日(5月24日のみ午前9時～午後1時も受付)
※**先着順**(予算上限に達した日に複数の申請があった場合は抽選)
- ▶受付場所 市役所 環境衛生課窓口 ※支所や郵送などでの受け付けはできません
- ▶注意事項 買い替え前エアコンの製品ラベルと設置前後の写真が必要。1世帯当たり1台限り。補助要件や申込様式、必要書類など詳しくは市ホームページをご覧ください。



▲市ホームページ

都市圏における温室効果ガス排出・吸収量の目安および削減目標



水、森、大地と共に生きる
持続可能なくまもと脱炭素循環
共生圏の実現

市では脱炭素の取り組みで、持続可能で豊かな都市圏を実現することを目的としています。令和3年3月に熊本連携中枢都市圏を構成する市町村が共同で、『熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画(区域施策編)』を策定していますが、この度、第二次計画として改定しました。

新計画では温室効果ガス削減目標を見直し、基本方針ごとの目標の設定などを行いました。詳しくは市ホームページをご確認ください。



▲市ホームページ

地震に備えましょう 耐震改修などの費用を補助します

●申し込み・問い合わせ先 都市計画課 建築住宅班 ☎096(248)3855

地震に備え、安心して住み続けられる住まいを確保するため、戸建て木造住宅の耐震診断・耐震改修設計・耐震改修工事の費用を補助します。

- ▼**申込期間**
5月1日(金)～10月30日(金)
※予算に達し次第終了
- ▼**必要書類**
補助金交付申請書・費用の見積書など
詳しくは市ホームページをご覧ください。

※補助対象など詳しく知りたい人は、お問い合わせください
▲市ホームページ



▲市ホームページ

▼補助対象・補助額

補助制度	補助対象	補助額
耐震診断費補助	・市内にある戸建て木造住宅で住宅所有者本人が住んでいるもの	診断費用の10分の9以内(限度額15.8万円)
耐震改修設計費補助		設計費用の3分の2以内(限度額20万円)
耐震改修工事費補助	・平成12年5月31日以前に着工した建築物 ・地上階数が3階以下のもの ・建築基準法に違反のないもの など	工事費用の2分の1以内(限度額60万円)
耐震改修設計費・耐震改修工事費一括補助		・昭和56年5月31日以前に着工したものまたは高齢者等世帯 工事費用の10分の9以内(限度額157.5万円) ・昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに着工したもの 工事費用の60分の53以内(限度額132.5万円)

お家の塀は安全ですか 危険ブロック塀などの撤去費用を補助します

●申し込み・問い合わせ先 都市計画課 建築住宅班 ☎096(248)3855

倒壊したときに危険なブロック塀などの撤去費用の補助を行います。

- ▼**対象**
- ・次の全てに当てはまるもの
 - ・避難路に面するもの
 - ・ブロック塀などが面する道路面から80cm以上のももの(擁壁の上に設置されている場合はブロック塀など自体の高さが60cm以上のもの)
 - ・市が安全点検を行ない、安全対策が必要と判断されたもの



▲市ホームページ

- ▼**補助額**
ブロック塀の長さ(m)×1万2千円
または20万円の少ない方の額
- ▼**申込期限** 12月25日(金) 午後5時
- ▼**必要書類**
補助金交付申請書・費用の見積書など
※詳しくは市ホームページをご覧ください

気軽に相談ください 成年後見制度に関する相談会

●問い合わせ先 高齢者支援課 包括支援センター班 ☎096(248)1126

成年後見制度とは、認知症や障がいなどによって判断能力が十分でない人が、財産管理や施設の入所契約などを自分で行なうことが難しい場合に、本人が不利益を受けないよう支援し保護する制度です。

成年後見制度に関する疑問や心配、悩みなどの相談に司法書士が応じます。

- ▼**相談例**
- ・成年後見制度の内容及び制度の利用方法を知りたい
 - ・自分が認知症になったときが心配
 - ・相続や遺言について知りたい
 - ・認知症や障がいのある家族のことが心配 など
- ▼**とき** 6月10日(水) 午前中(予約制)
- ▼**ところ** 市役所1階 相談室
- ▼**申込方法** 電話